

日本環境会議・全国公害弁護団連絡会議 共催

シンポジウム

福島原発事故賠償訴訟の

現段階と課題

～群馬判決を受けて

各地の原発被害損害賠償事件が大詰めを迎えています。

2017年3月17日の前橋地裁(原子力損害賠償群馬訴訟)の判決言渡を皮切りに、9月に千葉地裁(千葉訴訟)、福島地裁(生業訴訟)も年内判決が見込まれ、2018年には東京地裁(東京訴訟)、京都地裁(京都訴訟)の判決言渡が見込まれています。

そこで、日本環境会議(JEC)と全国公害弁護団連絡会議の共催で、前橋判決の解説等を中心にしたシンポジウムを行うことになりました。

◆日時 2017年4月2日(日) 開場 午後12時30分
開演 午後1時 終演 午後4時(予定)

◆会場 一般財団法人主婦会館 7Fカトレア
(千代田区六番町15 JR 四ツ谷駅 麹町口から徒歩1分・東京メトロ 四ツ谷駅から徒歩3分) 下記地図参照

◆参加費 無料

◆講演 ① 下山憲治名古屋大学教授「国等の責任について」
② 吉村良一立命館大学教授「損害論その他について」

◆報告 各地原発損害賠償弁護団

◆まとめ 淡路剛久立教大学名誉教授



シンポジウム終了後、公害弁連総会・懇親会(参加費5000円)を行います。

あらかじめ懇親会参加人数を把握したいので、3月17日(金)までに下記までご連絡ください。

熊本中央法律事務所(担当 板井俊介弁護士)

電話 096-322-2515 fax 096-322-2573

